

# 青森県社会福祉協議会第三次活動指針の策定に係る意見募集

## 実施要綱

### 1 目的

本会の取組みと事業の方向性を示す中長期計画として、平成 17 年 3 月青森県社会福祉協議会第一次活動指針を策定し、10 年間の事業推進の基盤としてきました。さらに、平成 27 年 3 月にはその後の 10 年間の基盤として、青森県社会福祉協議会第二次活動指針（以下、「第二次活動指針」という。）を策定しました。第二次活動指針が令和 6 年度で終了するにあたり、令和 7 年度から令和 16 年度までの 10 年間、本会の取組みと事業の方向性を示す中長期計画として、「青森県社会福祉協議会第三次活動指針」（以下、「第三次活動指針」という。）を策定します。

第三次活動指針の後期を策定するにあたって、県内の福祉関係者等の多様な意見を反映するとともに、策定過程における公正性と透明性の向上を図ることを目的に、第三次活動指針（案）に対する意見を募集します。

### 2 期間

令和 7 年 2 月 14 日（金）から令和 7 年 2 月 27 日（木）まで ※期間内必着

### 3 実施方法

以下の方法により、周知します。

(1) 下記関係者への第三次活動指針（案）の配布

- ①本会の理事、監事、評議員
- ②市町村社会福祉協議会
- ③関係行政機関（県・市町村）
- ④本会の会員である社会福祉関係団体

(2) 本会ホームページ「福祉ネットあおもり」への掲示

※ホームページアドレス <http://aosyakyo.or.jp/>

### 4 意見の提出方法

(1) 意見は以下の方法により募集します。

①電子メールの場合

- ・青森県社会福祉協議会 活動指針担当あて
- ・メールアドレス [fukushi-net-aomori@aosyakyo.or.jp](mailto:fukushi-net-aomori@aosyakyo.or.jp)

②F A X

- ・青森県社会福祉協議会 活動指針担当あて
- ・F A X 番号 017-723-1394

③郵送

- ・青森県社会福祉協議会 活動指針担当あて
- ・〒030-0822 青森市中央三丁目 20-30 県民福祉プラザ 2 階

(2) 意見提出にあたって記載様式は設定しませんが、以下を必ず明記してください。

- ①題名「青森県社協 第三次活動指針への意見」
- ②該当ページと該当箇所を記載の上、意見の内容とその理由
- ③氏名または企業・団体名
- ④住所・連絡先
- ⑤職業または役職

## 5 いただいた意見の取り扱い

- (1) いただいた意見とその対応結果は、本会ホームページで公表します。
- (2) 公表にあたっては意見提出者の氏名等の個人情報は明示しません。
- (3) いただいた意見への個別の回答はいたしませんのでご了承ください。
- (4) 個人または法人等の権利利益を害するおそれがある情報等、公表することが不適切だと判断される情報が含まれる場合は、その全部または一部を公表しません。